



インターネットバンキングで 還付金は戻りません!!

平成29年5月以降、還付金名目で、高齢者(被害者)からインターネットバンキング利用に必要な口座情報などを聞き出して、犯人がインターネットバンキングの利用手続を行い、被害者の預貯金を他人名義の口座に振り込ませる手口が発生しています。この手口の大まかな流れは、



- ① 市役所の職員などをかたり、還付金があるとの電話をする
- ② その後、金融機関の職員をかたって電話をかけ、手続を行うために必要があるとの名目で、口座番号、暗証番号、口座名義人などを聞き出す
また、インターネットバンキングの利用カードなどが到着した後、電話するように求めたり、開封せずに保管するようにも指示する
- ③ 犯人がインターネットバンキングの利用手続を行い、金融機関から被害者に利用カードなどを送付させる
- ④ 被害者から、利用カードなどに記載されているパスワードなどを聞き出す
- ⑤ 犯人が、インターネットバンキングで被害者の口座を操作し、預貯金を他人名義の口座に振り込むとなります。



口座番号や暗証番号などは 他人に教えない!!

市役所職員や金融機関職員などが、口座番号や暗証番号・パスワードなどを聞くことはありませんので、他人には絶対に教えないでください。

※ 金融機関の皆様へ

現在、今回紹介したような手口が発生していることから、高齢者の方からインターネットバンキング利用の申込があった場合には、「インターネットバンキング利用の目的」などを確認していただき、被害の未然防止にご協力いただけるようお願いいたします。

サイバー犯罪（インターネットに関する犯罪）の通報やご相談は・・・

石川県警察本部生活環境課サイバー犯罪対策室



076-225-0110



cyber@police.pref.ishikawa.lg.jp